

品川区チームオレンジ推進事業実施要綱

制定 令和7年12月1日 区長決定

要綱第243号

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に掲げた「共生社会」の実現を推進するため、品川区チームオレンジ推進事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座

区内に在住し、在勤し、または在学する者を対象とした、全国キャラバン・メイト連絡協議会が定める認知症サポーター養成講座開催基準を満たした講座をいう。

(2) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した者をいう。

(3) 品川区チームオレンジ

区内の認知症の人やその家族の支援ニーズを踏まえた具体的な支援活動等を行う仕組みを整備した団体等（以下「チームオレンジ」という。）をいう。

(4) 品川区チームオレンジコーディネーター

都が実施するチームオレンジ・コーディネーター研修を受講した（受講を予定する者含む。）チームオレンジの立ち上げや運営を支援する者をいう。

(5) 品川区チームオレンジメンバー

チームオレンジの活動に参加する者（以下「メンバー」という。）をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、区とする。ただし、区長が必要と認めたときは、当該事業の運営の全部または一部を適当と認める団体等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) チームオレンジコーディネーターの配置等に関すること。

(2) チームオレンジの登録に関すること。

(3) チームオレンジが行う活動等の広報に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(チームオレンジコーディネーター)

第5条 区長は、チームオレンジコーディネーターの配置に関することを別表に掲げるエリアごとに1人以上選任し、配置する。

- 2 前項の規定により配置された各エリアのチームオレンジコーディネーターは、それぞれ別表に掲げる地区を担当する。
- 3 チームオレンジコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) チームオレンジの立ち上げに関すること。
 - (2) チームオレンジの運営に対する助言等に関すること。
 - (3) 区内のチームオレンジ間の連携および構築に関すること。

(チームオレンジの役割)

第6条 チームオレンジは、地域において認知症の人およびその家族との共生のための取組として、次の各号のすべての事項を実施する。

- (1) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場および環境を設定すること。
- (2) 認知症の人やその家族の思いを傾聴し、チームオレンジの参加者の主体性を重視した活動（見守り活動、出前支援、外出同行支援等）を実施すること。
- (3) 認知症の人やその家族からの相談に応じた地域包括支援センター等の専門機関との連携を図ること。
- (4) 認知症の症状および対応方法等に関する学習の機会を創出すること。
- (5) 区またはチームオレンジコーディネーターが実施する認知症に関するイベント等への参加・協力すること。
- (6) チームオレンジの参加者や関係者が、定期的に情報交換および活動報告を実施すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、品川区チームオレンジ推進事業に関連する取組を実施すること。

(チームオレンジの登録要件)

第7条 登録の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内に活動の拠点があること。
- (2) 活動にあたり、認知症の人やその家族の声を起点にすること。
- (3) 認知症サポーターを含む2名以上でチームが組まれているもので、リーダー1名が選任されていること。
- (4) リーダーは認知症サポーターステップアップ講座を修了していること。
- (5) チームオレンジの構成員の2名以上が、認知症サポーターステップアップ講座を修了（または修了予定）していること。
- (6) メンバーは認知症サポーターステップアップ講座を受講するよう努めなければならない。
- (7) 認知症の人の意向を活動に反映していること。
- (8) 認知症の人やその家族の困りごとを継続して支援できること。
- (9) 年1回以上、区の実施するチームオレンジ連絡会にメンバーのいずれかが必ず参加すること。
- (10) 暴力団または暴力団員の統制下でないこと。
- (11) 政治活動、宗教活動または利用者に対する営業活動を行わないこと。
- (12) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦し、もしくは支持し、またはこれらに

反対することを目的とした団体でないこと。

(13) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

(14) 営利を目的とした活動を行わないこと。

(15) 事故防止および安全な運営に努め、活動中の事故および苦情に対して誠意をもって対応すること。

(16) 区のホームページ、広報紙等に、登録したチームオレンジの情報を掲載することについて承諾すること。

(17) 区の認知症施策の推進に協力すること。

(登録申請)

第8条 事業の趣旨に賛同し、チームオレンジとして登録を希望する団体等（以下「申請団体等」という。）は、品川区チームオレンジ登録申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

(登録の決定)

第9条 区長は、前条の規定により提出のあった申請書の内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、品川区チームオレンジ認定書（第2号様式）を申請団体等に交付する。

3 区長は、第1項の規定に基づき登録が適当でないと決めたときは、品川区チームオレンジ登録申請却下通知書（第3号様式）を申請団体等に交付する。

(チームオレンジの登録内容の変更)

第10条 登録されたチームオレンジは、第8条の規定により申請した内容に変更があるときは、品川区チームオレンジ登録内容変更（取消）申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により登録内容の変更の届出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは品川区チームオレンジ登録変更決定通知書（第5号様式）を、当該チームオレンジに通知する。

(チームオレンジの登録の取消し)

第11条 登録されたチームオレンジが登録の取消しをしようとするときは、品川区チームオレンジ登録内容変更（取消）申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、登録されたチームオレンジが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができるものとする。

(1) 第7条に定める登録要件に適合しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録の決定を受けたと認められるとき。

(3) その他区長が不適当と認めたとき。

3 区長は、第1項に規定する登録取消の届出を受けた場合または前項の規定により登録を取消することを決定した場合は、品川区チームオレンジ登録取消決定通知書（第6号様式）により、

当該チームオレンジに対し通知しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 申請団体等は、毎年 3 月末までに、品川区チームオレンジ実績報告書（第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第 13 条 チームオレンジは、チームオレンジの参加者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に収集、利用、管理をしなければならない。また、事業が終了した後も同様とする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

別表(第 5 条関係)

地区
品川・大崎地区
大井・八潮地区
荏原地区